

令和 8 年度

事	業
計	画

**A N N U A L  
A C T I O N  
P L A N**

2026 April ▶ 2027 March

## 日本赤十字社の使命

わたしたちは、  
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、  
いかなる状況下でも、  
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

## わたしたちの基本原則

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。

- 人道：人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。
- 公平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
- 中立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
- 独立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
- 奉仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
- 単一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
- 世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

## わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、  
人道の実現のために、  
利己心と闘い、無関心に陥ることなく、  
人の痛みや苦しみに目を向け、  
常に想像力をもって行動します。

令和8年度

# 事業計画 (概要)

Action Plan 2026-7



Action Plan 2026-27

## 令和8年度～10年度 中期重点テーマ

# 首都直下地震から いのちを守る

令和8年度から令和10年度までの3か年に渡る中期重点テーマを設定し、事業計画を策定しました。確実な達成に向けた目標設定と進捗管理を行い、中期的な視点で事業に取り組みます。**地域とのつながり**をより強固なものにするとともに、大規模災害に事前・発災・復旧復興の各フェーズにおける、日赤の総合力を発揮した人道支援活動を実施していきます。

# 首都直下地震からいのちを守る

平時からの  
備え

自助・共助  
力の強化

被災者への  
支援

会員・寄付者とのつながり強化

組織強化

平時からの備え

## 1 地域防災力の向上

赤十字ボランティアが、災害時に地域のいのちと尊厳を守る人道的ボランティアの要として信頼される存在となり、奉仕団をはじめとするボランティアの活動を通じて、地域における防災力の向上に貢献していきます。

## 2 「受援力」の強化

首都直下地震の発災後に、全国からの物的・人的支援を最大限に被災者に届けるため、人材育成・仕組み作り・資機材整備を3つの柱とし、「受援力」＝「支援を最大限に、より多くの人々に届ける力」を強化していきます。



## 自助・共助力の強化

### 1 要配慮者のいのちと健康を守る

発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する方を「要配慮者」といいます。高齢者、障害者、外国人などの方々が、自分のいのちと健康を守るための知識と技術を、対象者に合った伝え方・内容を検討し、普及啓発します。



### 2 防災教育や広報活動を通じた防災力の向上

赤十字作成の防災教育教材や、SNSなどの広報活動を通じて、広く防災・減災の知識と技術を普及することで、学校や地域、家庭での防災力の向上を目指します。

## 被災者への支援

### 1 区市町村と連携した要配慮者への支援推進

より多くのいのちを救うため、災害発生時に優先的に支援が必要な人や支援の手が届きにくい人などのニーズを調査し、区市町村を対象とした「要配慮者支援」に関する赤十字防災セミナーのプログラムを開発・実施します。

また、避難所における生活環境改善に重点を置き、ニーズに沿っているもの、要配慮者の支援に有効なものを選定し、資機材を区市町村（地区・分区）とへ配備します。



## 会員・寄付者とのつながり強化

### 1 会員・寄付者との関係強化

日頃からご支援をいただく会員の皆さまをはじめとして、赤十字事業を支えてくださる方々との接点を増やし、防災・減災情報や赤十字の活動を丁寧に発信していくことで、つながりを強化し、支援の輪を拡大します。

### 赤十字は、動いてる! + 日本赤十字社



### 2 法人や他団体との協働推進

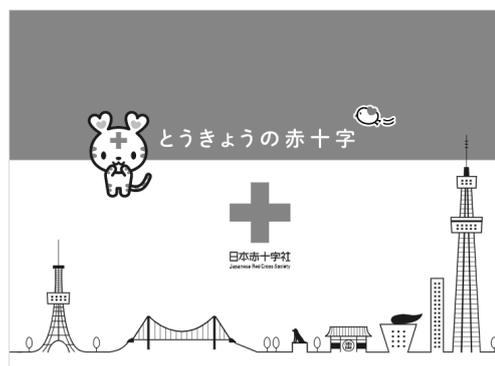
寄付を“防災への社会参加”として位置づけ、法人・団体と地域社会の両者をつなぐ架け橋となり、意義ある協力関係を確立します。

## 組織強化

### 1 時代の変化に即した組織基盤の強化

自然災害の激甚化、加速する少子高齢化やICT化、新興感染症の流行など、時代とともに変化する社会の課題やニーズに対応し、赤十字の使命を果たし続けていくため、職員が力を発揮できる職場環境の構築を進めます。

また、より効果的・効率的な事業運営を実現し、活動資金の最適活用を図り、さらなる支援の輪の拡大につなげます。



## 日本赤十字社東京都支部 令和8年度事業計画

### 目 次

1	災害救護	6
2	講習普及	18
3	国際活動	22
4	赤十字ボランティア	24
5	青少年赤十字	28
6	赤十字思想の普及・広報	32
7	赤十字会員・活動資金募集活動	35
8	医療事業、血液事業、社会福祉事業、看護師養成	40
9	人材育成	51

## 第1 応急救護対応に関する活動

### (1) 災害対応能力向上への取組み

災害発生時に、適時・的確な救護活動を実施し、指定公共機関としての役割を果たすとともに、赤十字に期待される活動を確実に実施するために、以下の取組みを行います。

#### ア 救護に関する各種計画、要綱、マニュアルの検証と見直し

策定している計画、要綱について各種訓練や研修を通じて検証を行い、精度の向上に継続して取り組んでいきます。

- 東京都支部防災業務計画（救護業務の内容及び実施に関する規定）
- 東京都支部首都直下地震対応（受援）計画
- 東京都支部災害救護体制要綱
- 災害対策本部事務処理マニュアル

#### イ 災害対策本部要員としての能力向上のための訓練・研修の実施

	対 象	内 容
東京都支部災害対応総合訓練（震災、風水害、大規模事故対応などから想定を選定）	支部職員、都内日赤災害医療コーディネーターなど	都内で大規模災害が発生した想定のもと、要員の緊急参集、災害対策本部の設置・運営などを行う
日赤災害医療コーディネーター研修会（本社主催・年3回）	日赤災害医療コーディネーター・コーディネータースタッフ、支部職員	災害医療におけるコーディネーションスキルの習得及び能力向上を図る
災害対策本部要員研修	支部職員、都内赤十字施設職員	災害対策本部要員として、支部が設置する本部の機能、業務及び体制並びに組織などについて理解する

ウ 救護活動に必要となる要員の養成・能力向上のための訓練・研修の実施

		対 象	内 容	
災害救護基礎研修		都内赤十字施設 職員	災害時の救護活動に必要となる基礎的な知識と技術を習得する	
医師対象災害救護基礎研修		都内赤十字医療施設に勤務する医師		
災害 救護 技能 別 研 修	情報管理・ トリアージなど	都内赤十字施設 職員 (基礎研修修了者)	業務用無線、E M I S、各種衛星通信機器・情報通信機器などの取扱いのほか、情報の収集・活用に関する知識と技術を習得する	
	車両走行 運行研修		緊急自動車 運転技能	警視庁及び（公財）献血供給事業団との協力・連携のもと、緊急走行に必要な技能を習得する 救護車両の特殊装備の取扱いや狭隘路等の走行技術を習得する
			緊急自動車 実地走行	
			地域特性に合 わせた走行	
	救護資機材取扱		大型テントの設営、電源確保など自己完結型の活動に必要なスキルを習得する	
こころのケア	こころのケア活動のための要員を養成する			
第2ブロック支部総合訓練 (群馬県内で実施予定)		本社・第2ブロック支部・施設職員、赤十字防災ボランティアなど	災害時を想定した広域支援に関する総合的な訓練を行う	
第2ブロック支部ロジスティクス訓練 (神奈川県内で実施予定)		第2ブロック支部及び管内施設職員	災害発生後の初動期に被災地へ派遣された際に必要となるロジスティクスのスキルや支部支援を行う要員として必要なスキルなどを習得する	
救護班要員主事訓練		支部職員、都内赤十字施設職員	被災地での災害救護活動の流れや救護班主事の業務を疑似体験し、救護員としてのスキル向上を図る	

第2ブロック赤十字救護班研修会（茨城県内で実施予定）	第2ブロック支部及び管内施設職員	災害の超急性期における医療を含めた救護班の初動活動の強化と技術の向上を図る
こころのケア指導者養成研修会（本社主催）	都内赤十字施設職員	こころのケア指導者を養成する
都内こころのケア指導者フォローアップ研修会	都内こころのケア指導者	こころのケア指導者としての技能維持・能力向上を図る
原子力災害対応基礎研修会	第2ブロック支部及び管内施設職員	放射線環境下で救護活動に安全に従事できるように、放射線や原子力災害医療体制などにかかる基礎的知識及び放射線防護資機材の使用方法を習得する

[外部研修への参加]

	対 象	内 容
日本災害医療ロジスティクス研修（岩手医科大学）	支部職員、都内赤十字病院職員	ロジスティクス（後方支援）能力向上に特化し、組織の枠を超えた災害医療ロジスティクスを学ぶ
DMORT <sup>※1</sup> 養成研修（日本DMORT研究会）	こころのケア指導者	災害時の遺族のこころのケアや遺体に接する救済者のメンタルヘルスについて学ぶ
緊急自動車講習 <sup>※2</sup> （警視庁交通安全教育センター）	都内赤十字施設職員	緊急車両運行にあたっての基礎的な技能と知識を習得する
一般緊急自動車運転技能者課程 <sup>※2</sup>	都内赤十字施設職員	救急車など、緊急車両の運転技術に関する訓練の指導者を養成する

※1 DMORT=Disaster Mortuary Operational Response Team（災害死亡者家族支援チーム）  
災害現場や死体安置所に急行し、遺体の識別や修復、遺族への連絡とこころのケア、検視・検案を行うチーム

※2 災害救護技能別研修として参加する。

エ 政府・自治体及び防災関係機関（警察、消防、自衛隊、DMATなど）並びにパートナーシップ協定締結団体との連携訓練の実施

	実施時期	対 象
東京都・江戸川区合同総合防災訓練	7月予定	支部職員、都内赤十字施設職員、赤十字ボランティア
大規模地震時医療活動訓練 (政府訓練)	10月予定	本社・支部職員、都内赤十字施設職員（主にDMAT隊員登録者）
国士舘大学との救護・搬送・応急手当・トリアージ訓練	10月予定	支部職員、都内赤十字施設職員
東京国際空港航空機事故消火救難総合訓練	10月	支部職員、都内赤十字施設職員
東京都・島しょ総合防災訓練 (三宅島・御蔵島で実施予定)	10月	支部職員、都内赤十字施設職員、赤十字ボランティア
旅客船事故対応訓練	1月	支部職員、都内赤十字施設職員
東京都災害医療図上訓練	未定	支部職員、日赤災害医療コーディネーターチーム

(2) 災害発生時の即応体制の整備

ア 都内赤十字医療施設における常備救護班の編成

災害発生時に傷病者の受入れや医療救護班の派遣など、必要な救護活動を行うため、各赤十字医療施設に以下の常備救護班を編成しています。

	常備救護班 編 成 数	1 班編成内訳
武蔵野赤十字病院 (災害拠点病院)	13班	医 師 1人 看護師長 1人 看護 師 (助産師) 2人 主 事 (事務管理) 2人 <sup>※2</sup>
大森赤十字病院 (災害拠点病院)	5班	
東京かつしか赤十字母子医療センター	2班	
日本赤十字社医療センター <sup>※1</sup> (災害拠点病院)	12班	

※1 本社直轄病院。東京都が被災した場合は、東京都支部の調整のもとに救護活動を実施する。

※2 必要に応じて班員の増員や薬剤師、こころのケア要員などを編成に加える。

## イ 赤十字血液センターにおける救護体制の整備

赤十字血液センターは、災害発生時においても、安全性の高い輸血用血液製剤を迅速かつ確実に医療機関や災害現場に供給する責務を負っていることから、血液製剤の供給を目的とした救護班を編成しています。

	血液救護班 編成数	1班編成内訳
東京都赤十字血液センター	3班	主事（供給管理） 2人

## ウ 日赤災害医療コーディネーター・コーディネートスタッフの登録・配置

災害発生時の救護活動において、効果的・効率的に関係機関との連携や救護班の活動調整などを実施することを目的に、日赤災害医療コーディネーター（医師）及びコーディネートスタッフ（医師以外）を以下のとおり登録・配置しています。また、日赤災害医療コーディネーター・コーディネートスタッフともに、継続して登録者の増員に取り組んでいます。

（令和8年1月1日現在）

	日赤災害医療 コーディネーター	日赤災害医療コーディネートスタッフ
武蔵野赤十字病院	5人	9人 (看護職4人、医療技術職2人、事務職3人)
大森赤十字病院	1人	7人 (看護職4人、医療技術職1人、事務職2人)
東京かつしか赤十字 母子医療センター	—	3人 (看護職1人、医療技術職2人)
日本赤十字社医療セ ンター	6人	12人 (看護職7人、医療技術職3人、事務職2人)
東京都支部	—	7人 (看護職1人、事務職6人)

## エ 救援物資の備蓄

災害で被災された方々へ配付する救援物資を、都内4か所の救護倉庫（武蔵野、葛飾、立川、新宿）及び東京都多摩広域防災倉庫並びに都内赤十字施設に備蓄しているほか、希望する都内自治体（地区・分区）にも一定数を備蓄しています。

[保管施設・拠点別 被災者救援物資の備蓄定数] (令和8年1月1日現在)

所在地	施設・拠点名	毛布	安眠セット	緊急セット	ブルーシート
新宿区	日本赤十字社東京都支部	450	60	360	100
	東京都赤十字血液センター	300	—	300	—
	京王地下駐車場 (新宿駅西口)	50	—	—	—
大田区	大森赤十字病院	200	—	60	—
葛飾区	葛飾災害対策・講習センター (東京かつしか赤十字母子 医療センター敷地内)	200	—	60	—
武蔵野市	武蔵野救護倉庫 (武蔵野赤十字病院敷地内)	10,000	—	2,400	100
	武蔵野災害対策・講習センター	—	—	—	—
立川市	立川災害救護倉庫 (東京都赤十字血液セン ター立川事業所に併設)	—	—	3,600	1,500
	立川ロジスティクス・センター	—	—	—	—
	東京都多摩広域防災倉庫	5,000	300	—	—
東京都支部定数 計		16,200	360	6,780	1,700

所在地	施設・拠点名	タオルケット	安眠マット	バスタオル	フェイスタオル
新宿区	日本赤十字社東京都支部	—	100	—	9,000
	東京都赤十字血液センター	—	—	—	—
	京王地下駐車場 (新宿駅西口)	—	50	—	—
大田区	大森赤十字病院	—	50	—	600
葛飾区	葛飾災害対策・講習センター (東京かつしか赤十字母子 医療センター敷地内)	—	—	—	600
武蔵野市	武蔵野救護倉庫 (武蔵野赤十字病院敷地内)	—	—	—	—
	武蔵野災害対策・講習センター	—	—	—	—
立川市	立川災害救護倉庫 (東京都赤十字血液セン ター立川事業所に併設)	900	—	—	60,000
	立川ロジスティクス・センター	—	—	—	—
	東京都多摩広域防災倉庫	—	800	—	—
東京都支部定数 計		900	1,000	0	70,200

## オ 赤十字エイドステーション

阪神・淡路大震災などを契機に設置が進められた赤十字エイドステーションは、災害時の帰宅困難者支援を目的に、地元の地域赤十字奉仕団が運営の主体となり活動してきました。

一方で、平成25年4月に東京都帰宅困難者対策条例が施行され、大規模災害直後の一斉帰宅を抑制する方針が示されたことなどから、新設は行っていません。エイドステーションの機能は、地域の奉仕団を含む赤十字防災ボランティアの訓練拠点などとして活用しています。

### [令和7年度の赤十字エイドステーション設置状況]

設置場所	展開場所	整備年
調布市・調布駅北口	旧甲州街道	平成14年 1月
立川市・砂川町	五日市街道	平成15年11月
府中市・白糸台	甲州街道	平成15年12月
西東京市・田無神社	青梅街道	平成17年 3月
狛江市・和泉多摩川	世田谷通	平成18年 3月

※世田谷エイドステーションは、平成24年度に廃止

※国立市・谷保天満宮エイドステーションは、令和2年度に廃止

※立川市・日野橋エイドステーションは、令和3年度に廃止

※国分寺市・窪東公エイドステーションは、令和3年度に廃止

※八王子市・八王子保健所エイドステーションは、令和4年度に廃止

※武蔵野市・八幡町エイドステーションは、令和5年度に廃止

### (3) 臨時救護

東京都支部及び地区・分区が主催する催事や都内を会場とする参加者多数の公共的性格を有する催事などに対し、参加者の健康と安全を守ることを目的に、救護所の設置・救護要員（医師・看護師など）の派遣（臨時救護）を行います。

なお、臨時救護に対する要員の派遣は、都内赤十字医療施設のほか、東京都看護赤十字奉仕団の協力を得て実施しています。

○臨時救護実施予定数 年140回程度

## 第2 地域防災力向上のための活動

### (1) 赤十字防災教育事業の推進

災害から自らのいのちを守り、被災に伴う心身の苦痛を軽減し、以下の目的を達成するために、赤十字防災教育事業を推進します。

[赤十字防災教育事業の目的]

- 地域住民の防災・減災に関する知識、意識、技術の向上
- 地域における災害発生時の応急対応にあたるリーダーの育成
- 災害に強い地域コミュニティの形成

#### ア 赤十字防災セミナーの実施

開催団体の募集については、地区・分区を通じた案内を行うほか、SNSなどを通じて、広く周知・案内しています。また、都内小・中・高等学校に案内し、開催校を募集します。

[実施するセミナーの対象、内容]

- 地域プログラム（対象：地域住民、法人・団体など）

メニュー		内容
講義	災害への備え	自然災害（地震／津波／大雨・土砂災害）や感染症がもたらす様々な被害からいのちを守り、その後の暮らしをつなぐために、平時から備えること（自助・共助）の重要性を理解する
	江東5区大規模水害からいのちを守る	江東5区（墨田区・江東区・足立区・葛飾区・江戸川区）で発生が想定される大規模水害からいのちを守るための平時の備えを学ぶ
グループワーク	災害エスノグラフィー	大規模災害の被災者の経験談を通じ、過去の災害を追体験することで被災の具体的なイメージを理解する
	災害図上訓練（DIG）	地域の防災マップの作成を通じて、防災上の資源や危険箇所などを把握・理解し、個人や地域で予め行うべきことを検討する
	ひなんじょたいけん	大地震における避難所生活の一部をイメージした避難所を運営するカードゲームを通じて、避難所での「避難者の目線で心がける事柄」を理解する
	家具安全対策ゲーム（KAG）	自宅（部屋）の平面図を描くゲームを通じて、地震で起こる被害や家具の安全対策の必要性を把握・理解し、身の安全を守る方法について行うべきことを検討する
実技	三角巾を使った応急手当	
	身近な物を使った応急手当	
	避難所で役立つ技術	

○学校プログラム（対象：都内の小・中・高等学校の児童・生徒）

名 称	内 容	備 考
学校防災プログラム	児童・生徒が災害時に自分の「いのちを守る」力を身につける 学校、地域、家庭に学んだことを広めることで、防災意識を高め、周りのいのちを救うことへつなげる	青少年赤十字の防災教育用教材を活用し、防災の普及とともに青少年赤十字の普及につなげる

[実施目標数]

	実施目標数（年間）	備 考
地域プログラム	100回	赤十字防災セミナー全体で、月15回を上限とし、年間150回を目標に実施する
学校プログラム	50回	

イ 防災教育に関する教材の提供

日本赤十字社が製作した青少年赤十字の防災教育用教材を広く対象となる学校などへ配布するとともに、活用に関する教員を対象とした研修を実施します。

[提供する教材]

- 「まもるいのち ひろめるぼうさい」（小・中・高等学校向け）
- 「ぼうさいまちがいさがし きけんはっけん！」（幼稚園、保育所向け）

ウ 防災教育事業指導者の養成のための研修の実施

赤十字防災セミナーの指導スタッフとして、赤十字防災教育事業を広く普及・推進する役割を担う指導者の養成を行います。なお、防災教育事業指導者は、当面の間は東京都赤十字救護ボランティア登録者を対象に募集します。

また、養成した指導者へ知識・技術の維持・向上を目的とした研修の機会を年間2回程度設けます。

	実施回数	参加者数	対 象
防災教育事業指導者養成研修会	年2回	40人程度	赤十字防災ボランティアで受講を希望する者
防災教育事業指導者研修会	年2回程度	—	防災教育事業指導者として認定を受けた者

## エ エリア防災に対する取組みへの参画・協力

東京都支部が所在する新宿区では、新宿駅周辺防災対策協議会を組織し、官民が連携して、大規模災害発生時の新宿駅周辺エリアの防災対策に取り組んでいます。

東京都支部は、区内に所在する防災関係機関であることや帰宅困難者対策に先駆的に取り組んできた実績があることなどから、同協議会発足時から参画しており、同協議会の取組みへの協力を継続していきます。

## オ 一次避難所における要配慮者対応にかかる研修の実施

日本赤十字看護大学教員の協力のもと、区市町村職員などを対象に、一次避難所で想定される要配慮者対応にかかる研修会を実施し、各区市町村における要配慮者支援体制の強化に貢献します。

○実施予定回数 年4回程度

## (2) 地区・分区への災害救援用資機材の整備

地区・分区に配備する災害救援用資機材は、令和元年度から避難所の環境改善を目的とした資機材を追加し、地域防災力のさらなる向上に取り組んできました。

令和8年度は避難所用テント及び自動ラップ式トイレの配備を重点的に進めます。

[配備する災害救援用資機材]

- 災害救援用車両
- 避難所用テント（ポール組立式・ワンタッチ式）
- 発動発電機
- LED投光器
- 自動ラップ式トイレ（排泄物をラップで密封する衛生に配慮した災害用トイレ）



避難所用テント（ワンタッチ式）



自動ラップ式トイレ  
(写真提供：日本セーフティ株式会社)

## 第4 赤十字ボランティアによる救護活動

地域赤十字奉仕団をはじめとする赤十字ボランティアが行う救護活動には、地域における「共助」と東京都支部が行う救護活動（防災教育事業を含む）の支援があります。日頃から地域の防災活動に積極的に関わり、各種ボランティア団体などとの連携の強化や、災害時に「共助」の担い手となれるよう研修や訓練を行います。

### (1) 東京都赤十字救護ボランティアの活動の充実・強化

東京都赤十字救護ボランティア（以下、「救護ボランティア」という。）の役割は、災害時に東京都支部の指揮下で救護活動を迅速に展開すること、日頃から「防災・減災」の考え方を普及すること、及び救護活動に要する知識と技術を習得しておくことです。この実現のために、防災や災害救護に関する専門的な知識や救護資機材の取扱い方法を身につける研修などを行っています。

#### ア 赤十字災害救護ボランティア養成セミナーの実施

赤十字の救護活動に参加するボランティアの養成を目的に不定期に実施し、修了者の中から希望する者を救護ボランティアとして登録します。



	内容
赤十字災害救護ボランティア養成セミナー	赤十字の救護活動、災害時のボランティア活動、災害救護の基礎的な知識と技術を学ぶ

#### イ 首都直下地震を含む災害発生時に活動する救護ボランティアの養成

東京都支部の指揮下のもと、救護活動（日赤救護班の後方支援、通信、その他救護資機材の取扱いなど）ができる救護ボランティアを養成します。

#### ウ 被災地派遣を想定した訓練の実施

大規模災害が発生した際の被災地派遣を想定し、被災地での活動に関する訓練を実施します。

	内 容
救護ボランティア被災地派遣宿泊訓練	救護車両走行、大型テントの設営、通信、野営などの訓練を行う

## 第1 各赤十字講習の実施

日常生活の中で突然起こる病気やけがから大切な人のいのちと健康を守るため、講習を通じて、応急手当などの知識と技術の普及活動を行います。

また、日本在住の外国出身の方々や障がいのある方々が周囲と協力して急病人の対応ができるよう、他団体と連携し、必要な知識・技術の伝達を行います。

加えて、近年続く猛暑への対応として熱中症・脱水症防止についての普及啓発や、少子高齢化への対応として死亡原因が多い高齢者の水の事故防止と、加齢による体力低下を防ぐことについての普及啓発を行っていきます。

令和8年度は、講習普及事業が始まって100周年となります。短時間で実施する講習のカリキュラムの充実を行うなど、より多くの方が赤十字講習を受講しやすい環境の整備に努めていきます。

### (1) 救急法講習

市民から救急隊、医療機関へと「救命の連鎖」をつなげられるよう、一次救命処置の方法を広く伝えていきます。また、日常生活における事故防止や応急手当の知識と技術を普及します。



- 地区・分区、法人・団体などとの連携を通して受講者層の拡大に取り組みます。
- 対面講習への参加が難しい方にも学ぶ機会を提供するため、令和8年度もオンライン講習を継続して開催します。
- 特定の障がいのある方のみを対象とした講習を開催し、通常の講習では受講がしづらい方にとっても参加しやすい講習を提供します。令和8年度においては、手話通訳者を確保のうえ、聴覚障がいの方を対象とした講習の開催を予定しています。

	回数	受講者数
救急法基礎講習	112回	3,400人
救急法救急員養成講習	56回	1,640人
救急法短期講習 <sup>※</sup>	102回	3,880人

※オンラインによる開催を含む。

## (2) 水上安全法講習

水の事故防止の重要性を伝え、事故発生時に必要な応急手当や救助ができる知識と技術を普及します。



- 幼稚園や保育所などの教職員を対象に、水遊びやプール遊びの安全な実施のため、幼児安全法を融合させた「水の事故防止」の講習を行います。対面講習への参加が難しい方々にも学ぶ機会を提供するために、園児の「午睡」の時間などを意識した時間設定を行い、令和8年度もオンライン講習を継続して開催します。さらにプールの指導者を対象に、「水の事故防止」の講習も展開します。
- 主に親子を対象とした自然水域での河川講習や、小学生を対象としたプールなどでの着衣泳講習を継続するとともに、教職員対象の着衣泳講習を実施することにより、多くの小学生が水の事故防止について学ぶ環境を整えます。

	回数	受講者数
水上安全法救助員Ⅰ養成講習	9回	240人
水上安全法救助員Ⅱ養成講習	2回	30人
水上安全法短期講習*	49回	4,530人

※オンラインによる開催を含む。

## (3) 幼児安全法講習

子どもに起こりやすい事故の予防と手当、家庭内での看病の方法などを普及します。



- 赤十字血液センターや関連団体などと連携した講習を通して、受講者層を拡大します。
- 幼稚園や保育所などの教職員を対象に、水遊びやプール遊びの安全な実施のために水上安全法を融合させた「水の事故防止」の講習を行います。幼稚園・保育所やファミリーサポートセンター、子育て支援団体など、子育てに関わる人々のニーズに応じた講習を展開するため、オンライン講習も継続して開催します。
- 対面講習への参加が難しい方々にも学ぶ機会を提供するため、令和8年度もオンライン

講習を継続して開催します。

	回数	受講者数
幼児安全法支援員養成講習	20回	490人
幼児安全法短期講習*	70回	1,925人

\*オンラインによる開催を含む。

#### (4) 健康生活支援講習

生活支援や介護予防に関する知識・技術を広く普及します。

- 地区・分区や住民支援に携わる社会福祉協議会などと協働することで、受講者層を拡大します。
- 2日間で開催する支援員養成講習の内容を10のテーマに分割し、各回2時間の短期講習とした「ワンポイント講習」を継続して実施します。
- 水の事故による死亡者数は、年齢別に見た際に高齢者が高い傾向にあることから、健康生活支援講習と水上安全法を融合させた「日常生活に潜む水の事故防止」の講習を実施するなど、自身や身近な人の支援に役立てられるよう、社会的ニーズに合った講習を展開します。
- 公民館などの地域の公共施設を会場とした短期講習を開催し、地域へのさらなる普及を目指します。



	回数	受講者数
健康生活支援講習支援員養成講習	18回	285人
健康生活支援講習短期講習	55回	1,350人

## 第2 講習普及指導員の養成・研修

企業・団体・学校など多くの団体から、救急法をはじめとする講習の開催希望を多くいただいています。できる限りのご希望に応えるため、運営体制を整備し、今後の継続的な事業実施を見据え、指導員の養成を実施します。また、各講習の質の向上のため、指導員を対象としたスキルアップ・フォローアップ研修を継続して実施します。

	実施時期	養成数
救急法指導員	6～10月予定	20人
水上安全法指導員Ⅰ（プール）	10～1月予定	20人
水上安全法指導員Ⅱ（自然水域）	9月予定	10人
幼児安全法指導員	9～1月予定	20人

### 第3 講習情報や教材の提供

東京都支部の公式サイトやSNSを活用するとともに、地区・分区をはじめ関係団体に講習の開催案内を行い、より多くの方に機会を提供します。また、eラーニング「赤十字 WEBCROSS 電子講習室」やSNSを通じて、突然の病気やけがに対応できる情報を発信していきます。

# 3 国際活動

International Activities

## 第1 国際救援、開発協力事業

日本赤十字社は、赤十字国際委員会（ICRC）や国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）の調整のもと、紛争犠牲者及び災害被災者の緊急救援並びに開発途上国における開発協力事業を積極的に行っています。

東京都支部は、国際救援・開発協力事業に従事する要員を養成するとともに、現地への要員の派遣を行っています。

### （1）国際救援・開発協力要員の養成及び派遣

- 国際救援活動及び開発協力事業に派遣できる人材を計画的に養成する。
- 本社の要請に基づき、国際救援活動及び開発協力事業に要員を派遣する。

[要員養成のための研修]

	対 象	内 容
国際救援・開発協力要員研修Ⅱ （IMPACT）（本社主催）	支 部 ・ 施 設 職 員、 赤十字ボランティア	国際救援・開発協力要員として必要な実践的知識と技術を習得する
保健医療ERU研修 （本社主催）		保健医療ERU要員として必要な実践的知識と技術を習得する
ERU管理要員基礎研修 （本社主催）		ERUが現場で機能するために必要なロジスティクスに関する実践的知識と技術を習得する
安全管理研修Ⅱ （本社主催）		安全対策や危機管理の基本的な知識、能力を習得する

### （2）安否調査

赤十字は、紛争や災害、国交の断絶など、避け得ない事情によって離散した家族間の絆を維持・回復するために、安否調査をはじめとする離散家族支援を行っています。

これは、家族の消息を知ることのできない苦しみに対処する赤十字の重要な人道的任務であり、各国赤十字・赤新月社の協力により実施されています。

また、「苦しんでいる人を救いたい」という日本赤十字社の使命を具現化するもので、東京都支部も、調査依頼に対し地区・分区などの関係機関と連携し調査を実施しています。

## 第2 国際交流事業

海外の赤十字社・赤新月社と情報交換や交流を行い、国際理解・親善や相互協力関係を深め、国内外の赤十字運動の発展を目指しています。

東京都支部は、インドネシア赤十字社ジャカルタ特別州支部と青少年赤十字メンバーの交流に関する協定を締結しました。令和7年度は東京都の中学生・高校生メンバーをジャカルタに派遣し、現地の赤十字活動の学習や文化交流を実施しました。令和8年度にはジャカルタから東京にメンバーの受入れを行います。両国の青少年が交流を深め、それぞれの文化を理解し、共通する社会課題に取り組むことを目的とした交流事業を実施します。



## 第1 赤十字奉仕団

### (1) 地域赤十字奉仕団

区市町村ごとに組織された「地域赤十字奉仕団」は都内に38団あり、約1万5千人の団員が、それぞれの地域のニーズに沿って、防災・減災、高齢者支援、学校と連携した活動など多様な活動を展開し、地域社会に貢献するとともに、赤十字思想の普及を行っています。

### (2) 特別赤十字奉仕団

専門的な知識や技能を持つ人で組織された「特殊赤十字奉仕団」が18団（約800人）、青年や学生で組織された「青年学生赤十字奉仕団」が16団（約500人）あり、総称して「特別赤十字奉仕団」と呼んでいます。

各団は、献血推進や救急法の普及、災害救護、高齢者支援などの様々な活動を展開しています。

### (3) 会議

活動の充実を図るため、情報共有と意見交換を目的に、各種会議を行います。

	実施時期	実施回数
地域・特殊赤十字奉仕団委員長会議	1月	1回
青年学生赤十字奉仕団協議会総会	12月	1回
青年学生赤十字奉仕団協議会運営委員会	5月・8月・10月	3回
青年赤十字奉仕団全国協議会（本社主催）	5月・1月	2回
赤十字奉仕団中央委員会（本社主催）	6月	1回
第2ブロック支部青年赤十字奉仕団連絡協議会（千葉県支部主催）	6月・11月	2回
第2ブロック赤十字奉仕団委員長等会議（茨城県支部主催）	11月	1回

## 第2 赤十字奉仕団東京都支部委員会

地域赤十字奉仕団、特殊赤十字奉仕団、青年学生赤十字奉仕団の代表者で構成し、奉仕団の活動と運営について連絡・調整を行います。

	実施時期	実施回数
赤十字奉仕団東京都支部委員会	4月・9月	2回
同 役員会	4月・7月・3月	3回
同 健康・福祉部会	12月	1回
同 青少年部会	12月	1回
同 救護・安全部会	12月	1回
同 献血部会	12月	1回
同 寄付・広報部会	12月	1回

## 第3 各種ボランティア研修・講習

ボランティア基礎研修、リーダーシップ研修など、東京都支部を会場とした研修に加え、各奉仕団が主催する研修へ講師を派遣します。

	実施時期	実施回数
ボランティア基礎研修	8～9月	3回
ボランティア・リーダーシップ研修	9月	1回
赤十字ボランティア対象講習会 <sup>※1</sup>	6～1月	14回
赤十字ボランティア対象講習会（奉仕団主催）	通年	適宜
赤十字7原則に関するセミナー <sup>※2</sup> （本社主催）	3月	1回

※1 健康生活支援講習やこころのケア研修、防災セミナーなど

※2 非暴力と文化の平和構築を目的とし、国際赤十字・赤新月社連盟により開発された研修プログラム

## 第4 活動・行事

災害時における地域力の向上を目指し、地域の防災力を高め、顔の見える関係を深める活動につながるよう、以下の取組みを推進します。

## (1) 防災・減災に関する取組み

### ア 赤十字防災セミナーの協働実施

奉仕団員と協働し、地域住民を対象とした「赤十字防災セミナー」開催の拡充を図ります。

### イ 青年学生赤十字奉仕団員の防災・減災力強化

「自助」・「共助」の重要性を理解し、防災・減災についての取組みを推進することを目的に、青年学生赤十字奉仕団協議会が防災・減災に関する研修会を開催します。

### ウ 災害関連死を防ぐための普及啓発

災害時のトイレ問題をはじめ、衛生や生活環境の確保に関する啓発を進めるため、広報資材などを整備し、奉仕団員による活動を支援します。



## (2) 地域に根差した活動

### ア 「ボッチャ」を活用した地域づくり

年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、誰もが楽しめる「ボッチャ」の資材を整え、奉仕団活動の活性化と地域コミュニティの強化を図ります。



### イ クリーンプロジェクト

清掃活動を通じて、顔の見える関係づくりを進め、地域に根差した赤十字奉仕団であることの存在をアピールするとともに、地域防災力を高めるために必要な新規支援者・理解者の掘り起こしにつなげます。

### ウ 上野動物園迷子相談活動

東京都恩賜上野動物園の依頼により、ゴールデンウィーク期間に、青年学生赤十字奉仕団員が青少年赤十字メンバーとともに迷子の予防と保護、搜索などのボランティア活動を行います。

### (3) 赤十字思想の普及

地域住民の赤十字への理解を深めるため、広報資材を準備し、奉仕団員による地域密着型の広報・普及活動を支援します。



### (4) ボランティア活動の活性化

#### ア 奉仕団同士の連携強化

地域や世代を超えた奉仕団の連携を推進し、継続的なボランティア組織の構築を支援するとともに、団員同士が交流・情報共有できる場を設け、さらなる活動の活性化と赤十字ボランティアの協働を促進します。

#### イ 「冬の体験ボランティア」キャンペーン

青年学生赤十字奉仕団員が青少年赤十字メンバーと協働し、世代を超えた交流を図ることで、相互の活動の活性化につなげます。



#### ウ 海外赤十字ユースとの交流・連携

青年学生赤十字奉仕団協議会が中心となり、海外赤十字ユースや国際派遣要員と連携した活動を行います。また、青少年赤十字メンバーとの勉強会を開催し、国際活動への理解を深めます。

## 第1 指導者・メンバーの育成

青少年赤十字（JRC）は、学校教育の場に組織され、学校の先生を「指導者」、生徒・児童を「メンバー」と呼び、誰の中にも本来あるやさしさや思いやりの心を引き出し育てることを目的として活動しています。「健康・安全」、「奉仕」、「国際理解・親善」の3つを実践目標とし、「気づき」、「考え」、「実行する」という態度目標を掲げています。

### （1）指導者対象の会議・研修会

#### ア 指導者協議会

青少年赤十字の健全な発展と普及促進を目的とし、各都道府県に青少年赤十字加盟校の教員で組織された「青少年赤十字指導者協議会」が設置され、各地で取り組まれている青少年赤十字の指導・運営などに関する諸事項を研究・協議しています。

	実施時期	実施回数
東京都青少年赤十字指導者協議会総会	2月	1回
東京都青少年赤十字指導者協議会運営委員会	6月・10月	2回
青少年赤十字全国指導者協議会（本社主催）	7月	1回
第2ブロック青少年赤十字指導者協議会・研究集会（埼玉県支部主催）	8月	1回

#### イ 各種研修・会議

- 青少年赤十字指導者の育成を目的とし、研修会などを開催する。
- 指導者間の緊密な情報共有と意見交換の機会を提供する。
- 各区市町村が行う教員対象の各種会議や研修会でプログラムを提供するなど、青少年赤十字活動のPR機会を創出する。



	実施時期
青少年赤十字指導者研修会	適宜
青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター指導者養成講習会（本社主催）	5月
青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター指導者養成講習会（支部主催）	8月
青少年赤十字研究会※（本社主催）	8月

※全国の行政機関（都道府県、区市町村教育委員会）の指導主事を対象に開催される。

## （2）メンバー対象の研修会

	実施時期	実施回数	対 象
青少年赤十字合同登録式	5月	1回	中学生 高校生
青少年赤十字東京・ジャカルタ交流プログラム※ <sup>1</sup>	11月	1回	中学生 高校生
青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター※ <sup>2</sup>	8月	校種別 各1回	小・中 高校生
青少年赤十字メンバー連絡協議会役員会	6月・10月 1月・2月	4回	高校生の 役員
青少年赤十字メンバー連絡協議会	5月・7月・11月 2月・3月	5回	中学生 高校生
青少年赤十字スタディー・センター※ <sup>3</sup> (本社主催)	3月	1回	高校生

※<sup>1</sup> 令和8年度はジャカルタのメンバーを東京にて受け入れする。

※<sup>2</sup> 小・中・高等学校のメンバーを対象にそれぞれ宿泊型で開催する。

※<sup>3</sup> 青少年赤十字活動の中心となるリーダーを養成することを目的に開催される。

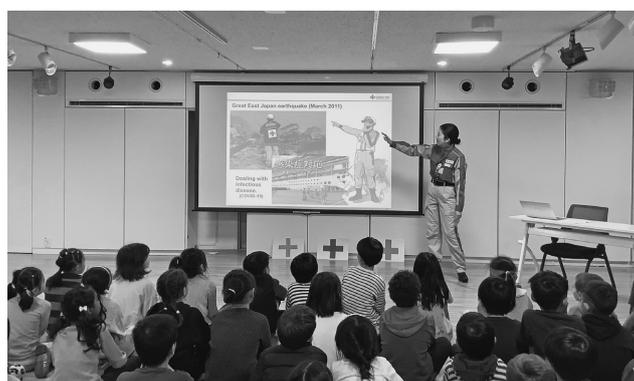


## 第2 講師派遣・活動

### (1) 講師派遣

学校や園などのニーズに合わせて、職員や赤十字ボランティアを講師として派遣します。

	内 容
加盟登録式	青少年赤十字の一員としての意識を高めるため、赤十字や青少年赤十字に関する講話や、バッジの授与を行う
国際人道法	「地雷の恐ろしさ」や「少年兵」、「戦争にもルールがあること」などについて「人道・博愛」の精神に触れながら、自らとは異なる境遇にある世界の青少年の姿に思いを馳せることで、実践目標である「国際理解・親善」の実現につなげる
赤十字防災セミナー (学校プログラム)	災害のメカニズムを学び、災害時に自分と周りの「いのちを守る」力を身につける メンバーが学校、地域、家庭に学びを広めることで、防災意識を高める
献血セミナー	赤十字血液センターと協力し、献血の仕組みや現状について伝える 「いのちを守る」ことに直結する献血について知識を深めることで奉仕の心を育み、人と人がたすけあうことの大切さを学ぶ
国際救援活動講演	海外で救援活動に従事した職員から現地の状況や赤十字の活動を伝え、国際社会への関心を高めるとともに赤十字精神の普及を図る
赤十字講習	救急法、水上安全法（着衣泳や陸上で学ぶ水の事故防止）、幼児安全法、健康生活支援講習を実施する



## (2) ボランティア活動機会の提供、資材の貸出し

	実施時期	対 象
上野動物園迷子相談活動	5月 (土日・祝日)	高校生
「冬の体験ボランティア」キャンペーン	12月	高校生
福祉体験 <sup>※1</sup> (学校主催)	通年	幼・保・小・ 中・高校生
1円玉募金 <sup>※2</sup> (ルワンダ・バヌアツ)	通年	幼・保・小・ 中・高校生

※1 疑似体験（高齢者、妊婦、視覚障がい者など）の資材を貸し出し、福祉体験学習を通じて社会福祉への関心や他者への思いやりの心を育む。

※2 世界で苦しんでいる同世代の子どもたちのために、日本の青少年赤十字メンバーが自分たちのお小遣いの中から出せる金額で募金活動を行う。



# 6 赤十字思想の普及・広報

Public Relations

## 第1 活動への共感者と実践者を生み出す広報活動の推進

「一人でも多くの人が、苦しんでいる人に気づき、手を差し伸べる・行動に移す人になる」流れを生むための広報活動を展開します。また、人々の身近にある赤十字として事業を普及するとともに、安心・安全に生活するための知識や技術を広く伝え、地域共生社会への貢献を目指します。

## 第2 東京都赤十字大会の開催

	実施時期	内容
東京都赤十字大会	10月	赤十字会員・ボランティアなど功労者の功績に対し表彰を行う

## 第3 広報キャンペーンの実施

赤十字奉仕団をはじめとするボランティア、各種団体と協力して広報活動を実施します。

### (1) 赤十字運動月間（5月）

赤十字の創設者アンリー・デュナンの生誕月である5月の「赤十字運動月間」に、各所でイベントやキャンペーンを展開するとともに、赤十字思想を広く普及するために各種広報媒体を通じて赤十字への支援を働きかけます。

	内容
赤十字会員募集 キャンペーン	赤十字奉仕団員や青少年赤十字メンバーが、赤十字事業の周知及び赤十字会員募集のために、駅頭や地域のイベント会場などで広報資材の展示や配布を行う

## (2) 海外たすけあいキャンペーン（12月）

「NHK海外たすけあい運動」と連動し、赤十字の国際活動を広く普及します。

## (3) 「ACTION!防災・減災」キャンペーン（9・3月）

世間の防災意識が高まる時期に、これまでの災害から得た教訓を忘れることなく、未来の災害に対する「防災・減災への備え」を働きかけるとともに、日本赤十字社は災害時に備え365日動き続けていること、発災時にはその備えを生かして活動していることを訴求し、認知・理解の向上を図ります。

# 第4 多角的メディアを通じた広報

## (1) 広報誌「NT」の発行及び会員誌「Cross com-BOOK」の送付

管内赤十字施設と連携し、赤十字事業全般に関する情報を発信する広報誌「NT」を年2回、各号約5万部発行し、献血者や病院利用者をはじめ、幅広い層に配布します。赤十字の広報イメージの統一とブランド力の向上を図るとともに、やさしさや思いやり、たすけあいの心を育むことを目指します。

また、年額2,000円以上のご協力をいただいた方へ、いただいたご支援がどのように活用されているかを報告する会員誌「Cross com-BOOK」を年2回送付します。

## (2) 広告宣伝・報道メディアを活用した広報

ニュースリリース配信や報道メディアとの関係構築を通じて、メディア対応を強化し、赤十字活動の認知度向上を図ります。

## (3) ソーシャルメディアを活用した広報

東京都支部公式サイトや各種SNS（X、Instagram、Facebookなど）を用いた広報展開、活動・行事の開催告知や報告、役立つ知識などの情報発信を行い、赤十字事業への理解を深めていただくとともに、新たな共感者の獲得を目指します。

## (4) メールマガジンの発行

広報誌「NT」のアンケートに協力していただいた方を主な対象として、定期的にメールマガジンを配信し、赤十字活動への参画の機会を促進します。

## 第5 地域での広報

地域赤十字奉仕団などと協力し、赤十字の活動を理解いただき、より身近に感じてもらえるような広報を行います。また、自治体が発行する広報誌やケーブルテレビ、コミュニティFMなどの地域媒体への働きかけを強化し、地域に密着した情報発信を目指します。

## 第6 広報資材の作成・活用

赤十字への理解と協力をいただくために各種の広報資材を作成し、協力者への活動報告や活動紹介、赤十字会員募集などに活用します。また、印刷物や映像素材について東京都支部公式サイトなどへ掲載し、より多くの方がいつでも閲覧できるようにします。

## 第7 国際人道法（ジュネーブ条約など）の普及

職員を対象とした「赤十字の諸原則と国際人道法」に関する研修会を実施するとともに、「赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律」などに基づき、赤十字標章並びに類似マークの濫用防止に努めます。

## 第1 活動資金の募集

地区・分区及び関係機関の理解と協力を得ながら赤十字会員の募集を積極的に展開します。

地区扱いの目標額は令和7年度より、その内訳金額をより実態にあわせ算出することとし、過去5か年の平均額をもとに、地域の皆さまにより募集する額とクレジットカード及び口座引き落としなどのキャッシュレスにより募集する額に、仕分けています。

また、寄付は自由な意思により募集するという前提にたち、地域の皆さまによる募集活動においては、あくまでも目安の値として扱うため、名称についても「目標額」から「目安額」と改めています。

[募集目標（目安）額]

(単位：千円)

区 分		令和8年度目安額	令和7年度目安額	増 減
地区扱い	区 部	295,350	295,350	0
	市 部	79,200	79,200	0
	町村部	4,420	4,420	0
	クレジットカードなど	256,980	256,980	0
合 計		635,950	635,950	0

(単位：千円)

区 分		令和8年度目標額	令和7年度目標額	増 減
支部扱い	個 人	394,050	384,050	10,000
	法 人	270,000	260,000	10,000
合 計		664,050	644,050	20,000

地区扱い・支部扱い合計 1,300,000千円

## 第2 地域における協議会・説明会の開催

東京都支部及び各地区・分区で協賛委員協議会、説明会などを実施し、赤十字会員・活動資金募集の重要性について理解を得て、募集への協力を依頼します。

	実施時期	対 象	内 容
東京都赤十字協賛委員支部協議会	4月上旬	支部協賛委員 (198人)	赤十字会員増強運動の趣旨の説明
赤十字会員・活動資金募集説明会	4月上旬	地区・分区 担当者	赤十字運動月間の趣旨及び具体的な展開方法の説明
東京都赤十字協賛委員地区・分区協議会	4月～5月	地区・分区 協賛委員	赤十字会員増強運動の趣旨及び実施方法の説明、赤十字事業の推進

### 第3 様々な募集活動の実施

#### (1) ダイレクトメール（DM）の活用

個人、法人などの皆さまに赤十字の事業について効果的に広報を行い、広く協力を依頼します。

[DMの発送内訳]

	区 分	内 容	発送時期	対 象
個人	第1回	通常DM	4月中旬	80,000通
	第2回	通常DM	7月上旬	25,000通
	第3回	業務報告DM <sup>※1</sup>	9月上旬	8,000通
	第4回	新規寄付者向けDM <sup>※2</sup>	9月～11月	10,000通
	第5回	クレジットカード会社を通じたDM <sup>※2</sup>	10月～11月	12,000通
	第6回	通常DM	11月上旬	40,500通
	第7回	御礼DM	2月～3月	19,000通
	第8回	緊急DM <sup>※3</sup>	未定	10,000通
		小 計		
法人	第1回	通常DM	4月中旬	80,000通
	第2回	通常DM	7月上旬	20,000通
	第3回	業務報告DM <sup>※1</sup>	9月上旬	2,500通
	第4回	通常DM	11月上旬	23,500通
	第5回	通常DM	2月上旬	14,500通
	第6回	御礼DM	2月～3月	5,000通
	第7回	周年DM <sup>※4</sup>	2月～3月	5,000通
	第8回	緊急DM <sup>※3</sup>	未定	25,000通
		小 計		
合 計				380,000通

※1 前年度の事業報告を送付し、活動資金の協力を依頼する。

※2 これまで寄付協力が無い方に向けて、活動資金の協力を依頼する。

※3 国内災害などが発生した際に時期を問わず緊急的に発送し、活動資金の協力を依頼する。

※4 周年（創立）を迎える法人に対し、活動資金の協力を依頼する。

## (2) 新聞折込チラシの活用

これまで寄付協力が無い方に向けて活動資金の協力を依頼するため、7月～9月に150,000枚の折込チラシを配布します。

## (3) 募金箱による活動資金の募集

ホテルや店舗などに募金箱を設置し、活動資金の募集に努めます。また、募金箱の設置及び回収を地域赤十字奉仕団などの協力を得て推進していきます。

## (4) 地区・分区との連携・協力

都内各地で赤十字活動を広く展開し、地域のニーズに応えるため、23区と26市、西多摩福祉事務所及び大島、三宅、八丈、小笠原各支庁に地区（54地区）を、13町村に分区（13分区）を設置しています。

○地区・分区では、区市町村や地域赤十字奉仕団と協力し、町会・自治会などの地縁組織や民生委員などを対象に、赤十字講習や赤十字防災セミナーなどの様々な赤十字活動を展開する。

○地区・分区の担当職員を対象に説明会を実施し、赤十字の組織や活動にかかるさらなる理解の促進と協力体制の構築に努める。

	実施時期	対 象	内 容
新任地区担当者説明会	4月上旬	地区・分区 新任担当者	赤十字業務・事業内容の説明
事業計画等説明会	2月	地区・分区 担当者	令和8年度事業の報告、令和9年度事業計画の説明

○戸別訪問による赤十字会員及び活動資金の募集のほか、地区・分区との連携を強化し、地域の実情に合わせた協力方法の浸透を図る。

○地区・分区を訪問して現状を把握し、活動資金の募集方法や赤十字事業について意見交換を行う。

○活動資金及び地区交付金の適正な取扱いを依頼し、確認を行う。

○地区・分区が抱える課題について意見交換を行い、赤十字事業を通じて貢献できる分野を検討し、地区・分区と協働して解決に取り組む。

## (5) 遺言、相続財産、香典返しによる寄付の推進

- リスティング広告やダイレクトメールなどを活用し、遺贈・相続財産寄付に興味を持たれた方へ、積極的にPRする。
- 支援者を対象に東京都支部が遺贈や相続財産寄付を受け付けていることを周知するとともに、遺言の必要性や終活の情報を伝え、「今を自分らしく生きる」活動を支援する。
- 遺贈と相続財産の寄付に関するサポート体制を構築する。
- 遺贈・相続に関する知識を有する専門家などと共同でセミナーを開催し、関心を寄せる方に相談・検討の機会を提供する。

## (6) 企業・団体との連携・協力

企業・団体などが社会貢献活動の一環として赤十字に協力できるようなプログラムの提供や提案を行い、赤十字との連携・協力を積極的に働きかけます。

- 企業・団体などへの赤十字防災セミナーや各赤十字講習の実施、「防災」に関連した企画の協働などを推進する。
- 様々な寄付の協力方法を掲載したリーフレットを作成するとともに、企業の特性を生かした取組みの事例を紹介し、新たな協力方法を提案する。
- 商工会議所などの経済団体から後援を得ることにより、効果的で安定的な活動資金募集を展開する。

## (7) 多様な活動資金への協力方法の定着と拡大

- 赤十字寄付金付き自動販売機の設置やチャリティーイベントの開催による活動資金への協力など、多様な協力方法について積極的に広報し、活動資金を広く募集する。
- コンビニエンスストアからの寄付や、モノを活用した支援方法など、様々なプラットフォームを使い利便性を高めることで、支援者の拡大を図る。

## (8) 多様な媒体を用いた、新たな赤十字会員の開拓

皆さまが日頃から目にする情報誌などに広告を掲載することやSNSなどを活用し、赤十字の事業について認知・理解していただく機会を創出するとともに、活動資金への協力を依頼します。

## 第4 支援者とのコミュニケーションの強化

訪問やアンケートなどのコミュニケーションの機会を積極的に創出し、支援者の想いを聴くことで信頼関係の醸成を図ります。また、地域の支援者に向けて情報提供の機会を創出することで、赤十字事業の理解を促進し、継続的な協力につなげていきます。

支援団体である東京都日赤紺綬有功会との連携を強化するとともに会員の増強を図ります。

## 第1 医療事業

赤十字医療施設は、「人道」の精神に基づいて人々のいのちと健康を守ることを目的に設置されており、地域の中核医療を担う公的医療機関として安全・安心な医療を提供するために、施設の充実と職員の資質の向上に努め、地域の医療機関などと連携し医療活動を行っています。また、首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模災害に備え、各医療施設に常備救護班を編成し、災害発生時に迅速な医療救護活動を行える体制を整えています。

### (1) 管内赤十字医療施設の概況

	許可病床数	診療科数	年間延患者数（見込）	
			入院	外来
武蔵野赤十字病院	586床	34科	204,035人	264,000人
大森赤十字病院	340床	31科	106,611人	150,000人
東京かつしか赤十字 母子医療センター	104床	2科	31,656人	46,428人

### (2) 各医療施設の重点推進項目

#### ア 武蔵野赤十字病院

##### ○質の高い医療の提供

- ・地域がん診療連携拠点病院として、低侵襲手術、がんゲノム医療、薬物療法、放射線治療など、高度がん診療を推進します。
- ・診療・治療の最先端技術を導入し、総合的医療体制を構築します。
- ・無痛分娩やハイリスク分娩に対応する周産期医療や小児・新生児医療の協力体制を推進します。



### ○地域・社会への貢献

- ・高齢化社会の医療ニーズや地域医療の状況に柔軟に対応し、断らない救急医療の実践と急性期転院から慢性期までの医療連携を構築します。
- ・武蔵野市や近隣自治体と産後ケア事業を促進し、地域社会に貢献します。
- ・緩和ケア、リハビリテーション、両立支援など患者に寄り添い支援する体制の向上に取り組み、包括的なケアを提供します。

### ○災害への備え

- ・持続可能な医療提供体制を整備し、災害救護・救援と感染症対策の中核的役割を果たします。

### ○その他

- ・RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）やAIの導入を推進します。医療DXを戦略的に導入・活用していくことで、業務効率化・コスト削減を実現し、医療の質・患者サービスの更なる向上に努めてまいります。

## イ 大森赤十字病院

### ○質の高い医療の提供

- ・がん診療の充実と急性期医療の充実強化に努めます。
- ・ロボット支援手術の症例数をさらに増やしロボットセンターを立上げ、整形外科領域の関節手術にも人工股関節手術ロボットを地域に先駆けて導入します。
- ・難易度が高い肝臓・胆道・膵臓や肺疾患などの外科系領域において、診療体制の更なる充実と手術室の効率的な運用を行い、手術件数の増加を図ります。
- ・平日夜間帯の非常勤医師採用や救急救命士を活用した人的体制の拡充、消防署との連携強化により、救急受入体制の更なる充実を図ります。
- ・入退院調整、医療連携などの機能を集約した患者サポートセンターの立上げ、入院早期からの退院調整を推進し、適切な入院日数での退院など効率的な病床管理を図ります。また、安全で質の高い医療が提供できるよう手術後患者のICU・HUC短期間利用を促進します。



### ○地域・社会への貢献

- ・連携登録医や未登録医への訪問では、地元の大田区のほか、品川区南部や川崎市北部も積極的に医療機関訪問を行い、症例報告・情報共有を行います。院内では地域別の連携医療機関のパンフレットを配布し、当院連携医療機関の周知を図ります。
- ・地域活動として、連絡会やイベントへの参加、院内コンサートの定期公演、患者・地域市民対象の講演会などを通し、地域の医療機関としての役割を継続的に果たしていきます。

### ○災害への備え

- ・赤十字病院との合同訓練や東京都・大田区など自治体主催の訓練、羽田空港との協定による航空機事故の対応訓練など多くの訓練に参加し、救護員やこころのケア要員の資質の向上、実災害への対応力向上に努めます。

### ○健康維持・増進の支援

- ・リニューアルした健診センターの利用拡大を図るため、従来のweb予約に加え、外部の人間ドック予約サイトの活用や、新たなオプション検査を追加などにより、人間ドックの受診者を増やし病気の早期発見・早期治療につなげます。

### ○無痛分娩の更なる受入強化

- ・無痛分娩数は倍増しており、受入れの体制の更なる強化を目指します。必要な助産師数の確保、提供する食事内容の質向上、産後も安心して再入院できる産後ケア体制を整備し妊婦の満足度向上に寄与していきます。

## ウ 東京かつしか赤十字母子医療センター

### ○質の高い医療の提供

- ・無痛分娩については、令和7年10月から東京都の費用助成が始まり、今まで以上に患者数の増加が予想されることから、引き続き安全に推進できる体制・運用づくりや麻酔医の確保を進めていきます。
- ・地域周産期母子医療センターとして、引き続き母体搬送・新生児搬送についても積極的な受け入れを行います。
- ・AI技術を活用した業務の効率化を進めることによって、職員の負担軽減を図り、助産師・看護師が患者と接する時間を増やせるよう取り組みます。



### ○地域・社会への貢献

- ・地域の開業助産師や個人診療所の医師との連携によるセミオープンシステム（普段の妊婦健診は、自宅や職場近くの医療施設を紹介し、分娩は当院）の登録医療機関は26施設、令和7年11月までのシステムを利用した分娩件数は289件でした。今後も連携医療機関への訪問や医療連携フォーラムの開催による意見交換などを通じて“顔の見える連携”を目指します。
- ・ニーズの高い宿泊型産後ケアの利用者数も増加していることから、希望者の受入れを積極的に行うことで、産後のお母さんが不安なく育児がスタートできるよう支援を続けていきます。
- ・葛飾区からの要請に基づき、マンモグラフィによる乳がん検診を開始します。
- ・区内小・中学生を対象とした生命尊重教育推進事業、幅広い年代を対象とした市民公開講座、区立図書館と連携した読み聞かせ講座、隣接する葛飾区立新宿中学校とのコラボイベントなどを開催し、地域に貢献していくとともに、SNSを活用した広報活動を強化していきます。

### ○災害への備え

- ・災害が多発する中、被災地への職員派遣に即応できるためにも継続して葛飾区や消防主催の訓練に参加していきます。
- ・災害医療に従事する救護員の養成や国際活動に貢献できる人材の育成を推進します。

### ○健全で安定的な経営基盤の構築

- ・新病院建設における借入金の償還が令和8年から始まることから、引き続き経常収支の黒字化を目指します。  
各部署での経営改善目標達成に向けた取組みにより収入増・費用削減を実現することや時間外労働の抑制など、職員一人ひとりが自分事として意識し行動するよう努めていきます。

## (3) 東京都へき地専門診療

東京都のへき地専門医療確保事業計画に基づく島しょの各村との委託契約により、各医療施設の職員を派遣し、住民への専門診療を行っています。島しょ地域において確保の困難な専門診療を実施することにより、地域医療の充実に貢献していきます。

実施島しょ	診療科	派遣時期（予定）	派遣日数
利島村	整形外科	5月	3泊4日
三宅村	皮膚科	6月	2泊3日
	循環器科	10月	
御蔵島村	耳鼻咽喉科	6月	1泊2日
	整形外科	10月	
	小児科	11月	
青ヶ島村	耳鼻咽喉科	4月	1泊2日
	整形外科	4月	2泊3日

## 第2 血液事業

東京都赤十字血液センターは、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」などの関係法令を遵守し、地域センターの責務である医療に必要な血液を献血者の安全性に配慮し確保するとともに、安全な血液製剤を安定供給します。

### (1) 令和8年度の取組み

#### ア 過不足のない需給管理の徹底

- 需給管理の精度向上、災害時などにおける供給体制の維持

#### イ 献血者の確保と効率的な採血の実施

- 400mL 献血率の維持及び効率的な成分献血の推進
- 若年層献血者の確保及び複数回献血並びに予約献血の推進
- 企業、団体、地域などにおける献血者確保の強化
- 行政や官公庁との連携



ウ 献血者の安全性確保

○採血副作用及び事故の防止対策

エ 献血受入れ体制の整備

オ 輸血用血液製剤の適正使用の推進

カ 供給体制の改善

○定時配送の推進

キ 広報活動の展開及び見学・研修の受入れ

○ホームページやSNSにおける行政と連携した情報発信

ク 血液製剤の品質保証に対する取組みの強化

ケ 適正な施設整備計画の推進

コ 適正な財政運営

サ 法令遵守・コンプライアンス対応

シ 危機管理対策

ス 人材育成への取組み

(2) 献血受入計画・血液製剤供給計画

ア 献血受入計画

区 分	全血献血		成分献血		合 計
	200mL 献血	400mL 献血	血漿献血	血小板献血	
献血者数	10,039人	379,833人	131,292人	78,567人	599,731人

イ 血液製剤供給計画

区 分	全血製剤	赤血球製剤	血漿製剤	血小板製剤	合 計
医療機関への供給数	0単位	774,600単位	305,800単位	1,314,700単位	2,395,100単位

### 第3 社会福祉事業

次世代を担う子どもたちが健やかに育つように児童養護施設及び保育所の2つの社会福祉施設を運営しています。

#### (1) 赤十字子供の家

赤十字子供の家は、児童福祉法の規定に基づく児童養護施設として、東京都から措置された家庭環境上、施設養護を必要とする児童に対し、以下のとおり養護及び自立支援を行っています。



#### ア 基本理念

「生きる力を育み、自立へと共に歩む」

- ・人間のいのちと健康・尊厳を守る。
- ・子どもの利益を最優先した支援を行う。
- ・子どもと家庭の関係を大切にする。
- ・子どもの自己決定と主体性を大切にする。
- ・子どもの発達支援・自立支援を行う。
- ・信頼できる職員であり、安心できる生活を提供する。

#### イ 在園児数（定員：40人、本園：4居室 分園：3居室）

	2歳児	3～5歳児	学童	合計
令和8年度見込	2人	18人	20人	40人

#### ウ 重点推進項目

##### ○学童化を進めるなかでの課題への対応

- ・学童化が進み、18歳を超える子どもも在籍するなか、高齢児支援での課題が増えています。愛着形成に問題を抱え、逸脱行動を起こすケアニーズの高い子どもたちの状況がある一方で進学や就職、習い事などの一般的な学齢児特有の課題もあります。予防的な支援を強化し、日々の関わりを基盤に、トラウマインフォームドケアの浸透、子どもの強みを活かす環境を整えます。具体的には、生と性の生活委員会、自立支援委員会、ワーキンググループなどの取組みを基に、関係諸機関との連携、またコンサルテーション、研修など研鑽を積み、より良い支援体制の構築を図ります。

## ○職員の確保・育成・定着

- ・職員確保に向けて、見学会の工夫、SNSの活用、インターン制度の導入、福利厚生充実、実習生への対応など、多角的な取組みを行うとともに、職員の育成及び定着に向けての取組みを充実させます。職員の定着に向けては働きやすい職場環境を整え、職員のメンタルヘルスの向上にも力を入れます。

## ○グループホームの増設

- ・児童福祉法の改正により、小規模化・地域分散化が推進され、令和9年4月に4か所目のグループホームの新設準備をしています。これにより子どもたちの居室は全体で8か所となります。居室の定員を少なくすることで、より手厚く丁寧な対応につながります。

さらに、子どもの問題行動への対処のために、学区域の変更を目途に、本園から距離のあるグループホームの設置を考えています。その際には、ホーム同士の協力が必須であるので、双子型のグループホームも視野に入れて物件探しを進めていきます。将来的には6カ所のグループホーム設置を予定しております。

## (2) 武蔵野赤十字保育園

武蔵野赤十字保育園は、児童福祉法に基づく武蔵野市認可保育園として、0歳児から5歳児までの子どもの保育を行っています。



### ア 基本理念

- 私たちは「人道・博愛」の赤十字精神のもとに、子どもの人権と、最善の利益を守り、心身ともに健やかで心豊かな成長を目指した保育をします。
- 子どもが健康で、安全・安心感を持って活動でき、経験や体験を増やしていく保育を大切にします。
- 養護と教育を一体的に展開することによって、子どもが主体的に活動しながら生きる力を育む保育を大切にします。
- 子ども一人ひとりの成長、発達を捉え、気持ちに寄り添う保育を大切にします。
- 子どもの成長、発達を保護者と共有し喜び合うことで、大人も信頼し合い、育ちあえる協力関係を深めていきます。
- 地域の子育て支援に貢献します。

## イ 保育方針

- 心と身体の自立を促す保育
- 人を慈しむ心を育てる保育
- 生命及び自然を尊重する精神を培う保育

## ウ 定員数

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
令和8年度	9人	24人	26人	30人	34人	38人	161人

## エ 重点推進項目

### ○保育のレジリエンス強化

- ・健康教育や感染症予防、熱中症予防、食育などを通して健全な発育や発達を促し、安心して安全な場になることで利用者への信頼度を上げ、選ばれる保育園にしていきます。
- ・赤十字水上安全法（水の事故防止講習）や子どもの人権研修を園で開催し、他の園とともに学ぶ機会を設けて、赤十字と保育をつなげていきます。
- ・仕事の生産性や効率化をはかるため、AIの導入の検討、ICTの再検討など、時代に即したDX化を検討していきます。

### ○赤十字職員としてのブランディング

- ・日本赤十字社150周年プロジェクトの情報共有や保護者への発信をタイムリーに行い、赤十字職員の役割を考え行動します。また、赤十字講習や研修などへの積極的参加を促します。

### ○災害対応能力の向上

- ・園児対象の防災教育だけではなく、利用者や地域へ防災の備えを促し、共に意識を高めていけるようしていきます。
- ・避難訓練や消火訓練、発電機の操作、テントの設営など、職員は平時の訓練を重ね、BCPと共に発災に備えます。
- ・不審者対策訓練（職員対象）の実施や交通安全教室（5歳児対象）を実施し、対応能力の向上を図ります。

### ○地域との共生

- ・地域における子育て支援事業（妊娠中・出産後の保護者向け子育て講座や親子で参

加の保育所体験、園見学会など)を通して、当園に興味を持っていただく取組みを行います。

- ・小・中・高・大学生が保育園に興味を持つことによって、未来の保育士となるような機会を逃さず対応していきます。

## 第4 看護師養成

日本赤十字社は、看護の分野で社会のニーズに応えられる、豊かな人間性と幅広い能力を兼ね備えた看護師を養成しています。

赤十字の看護大学では、国が定めた科目のほかに、赤十字について理解する「赤十字概論」、災害医療について学ぶ「災害看護論」、救護訓練などの特色ある教育を行い、臨床看護や訪問看護だけでなく、国内外の災害被災地や紛争地域で活躍できる赤十字救護看護師を養成しています。

### (1) 看護師の養成

東京都支部は赤十字救護看護師を確保するため、日本赤十字看護大学の学生24人を支部養成委託生(支部奨学生)として養成するよう管内医療施設長に委託し、当該施設に対し助成金を交付します。

#### ア 支部養成委託生

武蔵野赤十字病院	大森赤十字病院	東京かつしか赤十字 母子医療センター	合 計
14人	7人	3人	24人

#### イ 助成金額(支部奨学生1人あたり年額600,000円)

武蔵野赤十字病院	大森赤十字病院	東京かつしか赤十字 母子医療センター	合 計
8,400,000円	4,200,000円	1,800,000円	14,400,000円

## (2) 幹部看護師の養成

救護業務、看護業務、看護管理の向上に資するため、幹部看護師となる人材を育成する研修機関として、当社が日本赤十字社幹部看護師研修センターを設置しています。管内赤十字医療施設は研修を受講する看護師を推薦し、同センターにおいて赤十字事業の推進者として力を発揮できる幹部看護師を育成します。

職員として日本赤十字社の使命を自覚し、共通の目的、方向性を認識する人材を育成するとともに、組織としての一体感の醸成を目指しています。

## 第1 職員研修

東京都支部の事業においては、職員一人ひとりの活動が重要であり、人材を育成することが事業の発展につながることから、「日本赤十字社東京都支部主催職員研修計画」により、都内赤十字施設間で連携を図りながら研修を実施します。

### (1) 職場内研修

職務ごとの固有の知識・技術の向上及び部門内役職者の職務能力向上を図ることを目的とし、監督者などが日常業務に即して、部下及び後輩の個別性に応じ、日常的に実践的な育成を行います。

### (2) 職場外研修

仕事を進めていく上で必要な知識・技術などを習得するために職場を離れて研修を実施します。

#### ア 階層別研修

経験年数、役職に応じた自己の役割と期待される能力を自覚し、それを全うしうる知識、能力を身につけることを目的として階層別に実施します。

#### イ 課題別研修

階層にとらわれず、特定のテーマや課題に関する知識、技術を習得することを目的として実施します。

### (3) 自己啓発支援

職員一人ひとりが自己啓発に取り組むことを奨励し、取り組みやすい職場環境を整備するなど、各自の学習意欲を高めることで活発な職場風土を醸成していきます。

[令和8年度実施予定研修]

		対 象	内 容
階層別研修	中堅職員研修	支部・施設職員 (入社3年目以降)	中堅職員としての役割を理解するとともに、企画・立案力、問題発見・解決能力を習得する
	係長級（候補者） 養成研修	支部・施設職員 (入社7～8年 目前後)	赤十字の現状を理解するとともに、仕事の管理改善に関する知識の習得と、業務を円滑に遂行するための職場の人間関係について理解を深める
	新任係長級研修	支部・施設職員 (新任係長級)	赤十字事業の現状と方針を理解するとともに、係長職として求められる能力の向上を図る
	課長級（候補者） 養成研修	支部・施設職員 (係長級昇任後 5年目以降)	赤十字を取り巻く社会情勢を理解するとともに、管理職として必要な問題発見及び解決能力並びに組織運営・人材育成に関する知識を身につける
	新任課長級研修	支部・施設職員 (新任課長級)	管理職として求められる能力の向上を図る
課題別研修	実務遂行力研修	支部・施設職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標の達成に向け、論理的思考を習得し、実行力の向上を図る</li> <li>・役職に応じた知識・能力を習得する</li> </ul>
	対人対応力研修		<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織を活性化させるコミュニケーション能力の向上を図る</li> <li>・役職に応じたコーチング、育成能力を習得する</li> </ul>
	概念構築力研修		企画・立案力を高め、問題発見・課題解決能力の向上を図る

## 第2 東京都支部研修推進連絡会の開催

日本赤十字社を取り巻く環境の変化を的確に捉え、その中で各階層が期待される役割を発揮できるよう、組織として一体感をもった人材育成を進めるため、都内赤十字施設で構成する研修推進連絡会を開催しています。

# 令和8年度 事業計画

---

令和8年2月発行

日本赤十字社東京都支部

〒169-8540

東京都新宿区大久保 1-2-15

03-5273-6741

